

2025（令和7）年度 保険料率について

令和7年度 平均保険料率について

1. 平均保険料率 これまでの経緯

- ✓ 令和7年度の保険料率については、本年9月12日開催の運営委員会において、保険給付費の増加が見込まれること、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること、短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じるおそれがあること、赤字の健保組合の解散が協会けんぽ財政に与える影響が不透明であること等を事務局より丁寧に説明した上で、議論が進められた。
- ✓ 本年12月23日開催の運営委員会では、委員長より「令和7年度平均保険料率について、前々回（9月12日開催）及び前回（12月2日開催）を含め、各委員からご意見をいただき、運営委員会全体としては、10%維持の意見であったとまとめられる。」と取りまとめられた。
- ✓ 本年10月に開催した支部評議会においても、令和7年度平均保険料率について議論いただいた。当該議論を踏まえ、全支部より令和7年度平均保険料率に関する意見の提出があり、そのうち、「平均保険料率10%維持」の意見が36支部、「引き下げるべき」との意見が1支部、「平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべき」との意見の両方の意見（両論併記）が10支部であった。

《運営委員会における議論等を踏まえた協会としての対応》

- ① 平均保険料率について：10%を維持する。
- ② 保険料率の変更時期について：令和7年4月納付分からとする。

2. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの令和5年度決算は、収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円、収支差は4,662億円となった。
- ✓ 収支差は前年度比で増加（+343億円）したが、この要因は、前年度の国庫補助の精算等が影響（その他の支出が前年度▲683億円の減少等）したためである。主たる収入である「保険料収入＋国庫補助等」の増加（+2,995億円）より、主たる支出である「保険給付費＋拠出金等」の増加（+3,351億円）のほうが伸びているため、単年度収支差は実質的に前年度より縮小している。
- ✓ 一方で、協会けんぽの今後の財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の要因により楽観を許さない状況である。
 - ・ 保険給付費の増加が見込まれること。
 - ・ 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること。
 - ・ 短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じるおそれがあること。
 - ・ 保険料収入の将来の推移が予測し難いこと。
 - ・ 赤字の健保組合の解散が協会けんぽ財政に与える影響が不透明であること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から10年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、ケースによって数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

令和7年度 平均保険料率に関する論点

2. 平均保険料率

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加等を考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和7年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。
 - ※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」
 - ※ 令和4年9月14日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「協会けんぽの財政について、大きな変動がない限り、中長期的に考えていきたいという基本スタンスは変えていない。」
 - ※ 令和5年12月4日 運営委員会 北川理事長発言要旨：「前任の安藤理事長の方針を引き継いで、できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないようにしていきたいと考えており、協会けんぽの財政については、中長期で考えていくことを基本スタンスとして取り組んでまいりたい。」

3. 保険料率の変更時期

《現状・課題》

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和7年度保険料率の変更時期について、令和7年4月納付分（3月分）からでよいのか。

4. 運営委員会（令和6年12月2日開催）における令和7年度保険料率に関する運営委員会の主な意見①

- 中小企業は原材料、エネルギー価格の高騰に加え、人材確保の競争が激しくなる中、身を削った賃上げを強いられている。社会保険料の負担によって大変厳しい状況であり、事業者からは社会保険料の負担を減らしてほしいとの切実な声をよく聞いている。それに対し、協会の令和5年度決算における収入超過分は約4600億円となっており、準備金も5.2兆円を突破している状況を踏まえ、2点要望がある。国庫補助率の引き上げと国庫特例減額措置の撤廃を国に強く要望してほしい。もう1点は、保険料率の引き下げの検討をお願いする。
- 支部評議会の意見では、現在の法定準備金5.2兆円の妥当性、現在の保険料負担者が将来分の医療費も負担する不公平性についても指摘されており、国庫補助も含めた負担の在り方を見直す必要性を感じている。また、103万円の壁の見直し等で手取りを増やそうとしているが、賃金が上がっても社会保険料の負担で消えてしまうとの批判の声もある。医療保険者の負担についても厳しい目が注がれている。手取りを増やすことのテーマで議論するべきである。世の中の賃上げの流れにも関わらず、協会加入者の標準報酬月額が伸びていないと聞いた。なぜ伸びていないのか要因を調べてほしい。
- 人間ドックの補助事業は加入者の疾病を予防し、将来的な保険給付費の抑制につながる観点から素晴らしい事業であると感じている。多くの事業主、被保険者に活用いただくことで一種の保険料の還元策になると思うので周知広報の徹底をお願いしたい。
- 医療保険制度を安定的に運営していくことが加入者の安心につながると考えている。準備金の話もあったが、中長期的に財政を安定させるために使うのが有効であると考え、保険料率は10%維持する方向で検討するのが望ましい。

4. 運営委員会（令和6年12月2日開催）における令和7年度保険料率に関する運営委員会の主な意見②

- 支部評議会の意見でも「保険料率が下がるとうれしいが、上がるほうに抵抗感がある。」との意見があった。安定的な財政のもとに安定的な保険料率でやっていくのが被保険者としての考えであるため、できるだけ安定的な保険料率で運営することが重要であると感じた。
- 長期的な予想は難しく、コロナでの短期的な医療費の伸びが変化することは事前に予測できなかった。不確実性が高い中で、予備的に準備金を積み上げることは合理性があり、多くの支部が10%を維持することに賛成しているのは、安定的に準備金を積み上げることに理解を得られているからであると思う。
- 支部評議会の意見について、平均保険料率10%維持が多数であるが、両論併記の支部は昨年度より増えており、個別の意見では支部間の料率格差の意見や準備金に関する意見もある。それを踏まえて、3点意見する。

令和7年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について議論するためには、準備金残高について、その性格を明確にする観点から、不測の事態に備えた短期的な給付の急増に備える準備金と中長期的な財政安定化のための準備金を区別して表現する必要があると考える。

2点目は、国庫補助について、協会けんぽの標準報酬月額が健保組合に比べ低い状態である。こうした財政基盤を支えるために国庫補助があるため、法定上限である20%引き上げに向けて取り組んでほしい。

3点目は、保険料率の支部間格差について、受診行動だけではなく、医療提供体制によって生じる部分もあると考えている。効率的な医療提供体制構築に向けて、保険者協議会等を通じ、地域医療への働きかけを強化いただきたい。また保険料率の支部間格差縮小に向けた研究や取り組みの検討をしてほしい。

4. 運営委員会（令和6年12月2日開催）における令和7年度保険料率に関する運営委員会の主な意見③

- 結論としては、令和7年度保険料率について、医療の高度化や後期高齢者支援金の増加等の予断を許さない状況を踏まえ、可能な限り保険料率10%を維持していただくよう要望する。ただ、中小企業の経営者としては、最低賃金の引き上げや物価の高騰、エネルギーの問題等で経営環境を圧迫する要因がある。10%の水準でいくと事業主への負担も強いることとなるため、引き下げを検討いただきたいのが正直な思いである。

また、若年層の従業員の目線に立つと、急激な賃上げの流れに伴い、賃金が一時的に増加しても、さらなる物価の高騰や保険料の負担等の増加によって、実質賃金が追いつかない状況である。可処分所得を増やすことで若者が成長できる、未来に期待が持てるような社会構造をつくっていくことも必要であると感じる。例えば、35歳までは負担率を軽減する等の策もあっていいのではないかな。

安定した財政といえる数値的根拠が不明瞭で非常にわかりづらい。中長期的な視点で不安があるのは理解するが、何をもって安定したといえるかについても改めて検討いただきたい。

過去に保険料率を引き下げた際に国庫補助も引き下げられ財政が悪化した経験があると伺った。私としては、保険料率を下げて国庫補助を上げることをすれば加入者の可処分所得も増えると思う。保険料率を下げると必ず国庫補助率が下がるのが慎重に検討するべきである。

5. 埼玉支部 これまでの議論の経緯

令和6年度 第3回埼玉支部評議会（令和6年10月24日開催）における意見

① 平均保険料率について

【評議会意見】

- 埼玉支部としては、平均保険料率10.0%を維持すべきという意見である。※1

※1)なお、遠くない将来に単年度収支で赤字となる時期が到来することから、10.0%維持の方針を支持するものである。しかし、保険財政の持続性の観点から制度改正などについての国への働きかけを引き続き強化していくこと、協会の保険財政の仕組み・現状、特に保険料率の算出方法について、より理解が深まる広報を加入者・事業主に対して進めていくこと、都道府県単位保険料率が一定期間変動しない仕組みの導入やフォーミュラ（料率の算定方法）の見直しを検討していくこと、以上の3点を協会としても実施いただくようお願いしたい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 医療の高度化や高額医薬品の保険適用に備えるという観点からも、平均保険料率は短期的に引き下げるべきものではなく、10.0%の維持でよいと考える。
- 都道府県単位保険料率については、支部ごとに料率の上昇・下降が繰り返されている。この点について、移動平均の使用などによる料率が一定期間変動しない仕組みの導入や、フォーミュラ（料率の算定方法）の見直しを検討いただくよう、あらためてお願いしたい。
- 協会の保険財政の仕組み・現状、特に保険料率の算出方法について、様々な媒体を活用した加入者・事業主へのわかりやすい広報を進めていただきたい。
- 黒字分の加入者への還元や医療費抑制の観点からも、さらなる健診の拡充やワクチン接種にかかる費用の補助を、準備金の活用により実施することについて検討していただきたい。

（事業主代表）

- 特になし

（被保険者代表）

- いずれ準備金が枯渇するのであれば、国に対する国庫補助の増額要請にあたっては、早期に補助率が引きあがるよう国への働きかけを強めていただきたい。

② 保険料率変更時期について

【評議会意見】

- 保険料率の変更時期については、4月納付分からの変更が慣例となっていることを踏まえ、混乱や事務処理誤りを防止するため、これまで通り4月納付分からの変更として異論はない。

令和7年度 平均保険料率について

6. 47支部の評議会において出された意見の提出状況

令和6年10月に開催した各支部評議会での意見について、協会は、

- 医療費の伸びが賃金を上回る赤字構造が続いてきたことに加え、加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれていること、今後も後期高齢者支援金の増加が見込まれていること、短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じるおそれがあること等の要因があることを念頭に置き、できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないようにしていきたいと考えており、協会の財政について、中長期で考えていくことを基本的スタンスとして取り組んでいきたい。

以上のことを評議会で説明をしたうえでの意見の提出状況は以下のとおり。

() 内は昨年の支部数

意見書の提出なし 0支部 (0支部)

意見書の提出あり 47支部 (47支部)

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 | 36支部 (40支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 10支部 (6支部) |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 1支部 (1支部) |

※保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし

7. 協会としての対応

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| ① 平均保険料率について | 令和7年度の平均保険料率については、 <u>10%を維持</u> する。 |
| ② 保険料率の変更時期について | <u>令和7年4月納付分</u> からとする。 |

政府予算案を踏まえた収支見込（令和7年度）の概要について

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		2023(R5)年度	2024(R6)年度		2025(R7)年度		備考
		決算	直近見込 (2024年12月)	2024-2023	政府予算案を 踏まえた見込 (2024年12月)	2025-2024	
		(a)	(b)	(b-a)	(c)	(c-b)	
収入	保険料収入	102,998	106,372	3,374	107,774	1,402	2012-2024年度保険料率： 10.00% 2025年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,874	11,619	▲ 1,255	11,919	300	
	その他	233	202	▲ 31	269	67	
	計	116,104	118,193	2,089	119,963	1,770	
支出	保険給付費	71,512	72,767	1,255	73,757	991	
	前期高齢者納付金	15,321	12,863	▲ 2,458	12,859	▲ 4	
	後期高齢者支援金	21,903	23,332	1,429	24,831	1,499	
	退職者給付拠出金	0	0	▲ 0	-	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	2,705	3,742	1,037	3,914	172	
	計	111,442	112,704	1,262	115,362	2,658	
単年度収支差		4,662	5,489	827	4,601	▲ 888	○ 2025年度の単年度 収支を均衡させた 場合の保険料率： 9.57%
準備金残高		52,076	57,565	5,489	62,166	4,601	
※(内数)		8,745	8,867	122	9,044	177	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの収支見込（医療分）について

政府予算案を踏まえた令和7年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入（総額）が12.0兆円、支出（総額）が11.5兆円と見込まれ、単年度収支差は4,601億円の見込み。

【収入について】

収入（総額）は、令和6年度（直近見込）から1,770億円の増加となる見込み。

- 「保険料収入」について、主に標準報酬月額増加により1,402億円増加する。

【支出について】

支出（総額）は、令和6年度（直近見込）から2,658億円の増加となる見込み。主な要因は以下のとおり。

- 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加すること等により991億円増加する。
- 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になったことによる影響等で、後期高齢者支援金の概算額が増加すること等により1,499億円増加する。

【収支差と準備金残高について】

令和7年度の「収支差」は、令和6年度（直近見込）より、888億円減少して4,601億円になる見込み。

（収支均衡料率は、9.57%の見込み。）

令和7年度末時点の準備金残高は6.2兆円の見込み。

令和7年度の介護保険料率と介護納付金について

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		2023（R5）年度	2024（R6）年度	2025（R7）年度	備考
		決算	直近見込 （2024年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （2024年12月）	
収入	保険料収入	11,579	10,557	10,747	2023年度保険料率： 1.82% 2024年度保険料率： 1.60% 2025年度保険料率： 1.59%
	国庫補助等	0	1	1	
	その他	-	-	-	
	計	11,580	10,557	10,747	納付金対前年度比 ⇒ + 126
支出	介護納付金	10,793	10,835	10,961	
	その他	0	0	-	
	計	10,793	10,835	10,961	
単年度収支差		786	▲ 278	▲ 214	
準備金残高		542	264	50	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護分の令和7年度保険料率（見込み）について

- 介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として算出。
- 令和7年度は、令和6年度末に見込まれる剰余分（264億円）も含め、単年度で収支を均衡させるために必要な保険料率を算出した結果、令和7年度の介護保険料率は1.59%となる。
- 介護納付金については、介護給付費の増加等により概算額が増加したこと、前々年度納付分の精算（戻り分）が減少したことにより、概算額・精算額ともに負担が増え、令和6年度との比較では126億円の増となった。

【介護保険料率の算出方法について】

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40～64歳）の総報酬額の見込み}}$$

「参考」健康保険法第160条16項
 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

【介護保険料率の推移について】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
介護保険料率 (全国一律)	1.13 %	1.19 %	1.50 %	1.51 %	1.55 %	1.55 %	1.72 %	1.58 %	1.58 %	1.65 %	1.57 %	1.73 %	1.79 %	1.80 %	1.64 %	1.82 %	1.60 %	1.59 %
前年からの増減		0.06 %	0.31 %	0.01 %	0.04 %	0.00 %	0.17 %	▲0.14 %	0.00 %	0.07 %	▲0.08 %	0.16 %	0.06 %	0.01 %	▲0.16 %	0.18 %	▲0.22 %	▲0.01 %